

序

都市計画マスタープラン  
の策定にあたって

## 序-1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村が主体的に策定するもので、今後、市で行うさまざまな都市計画の総合的な指針となるものです。

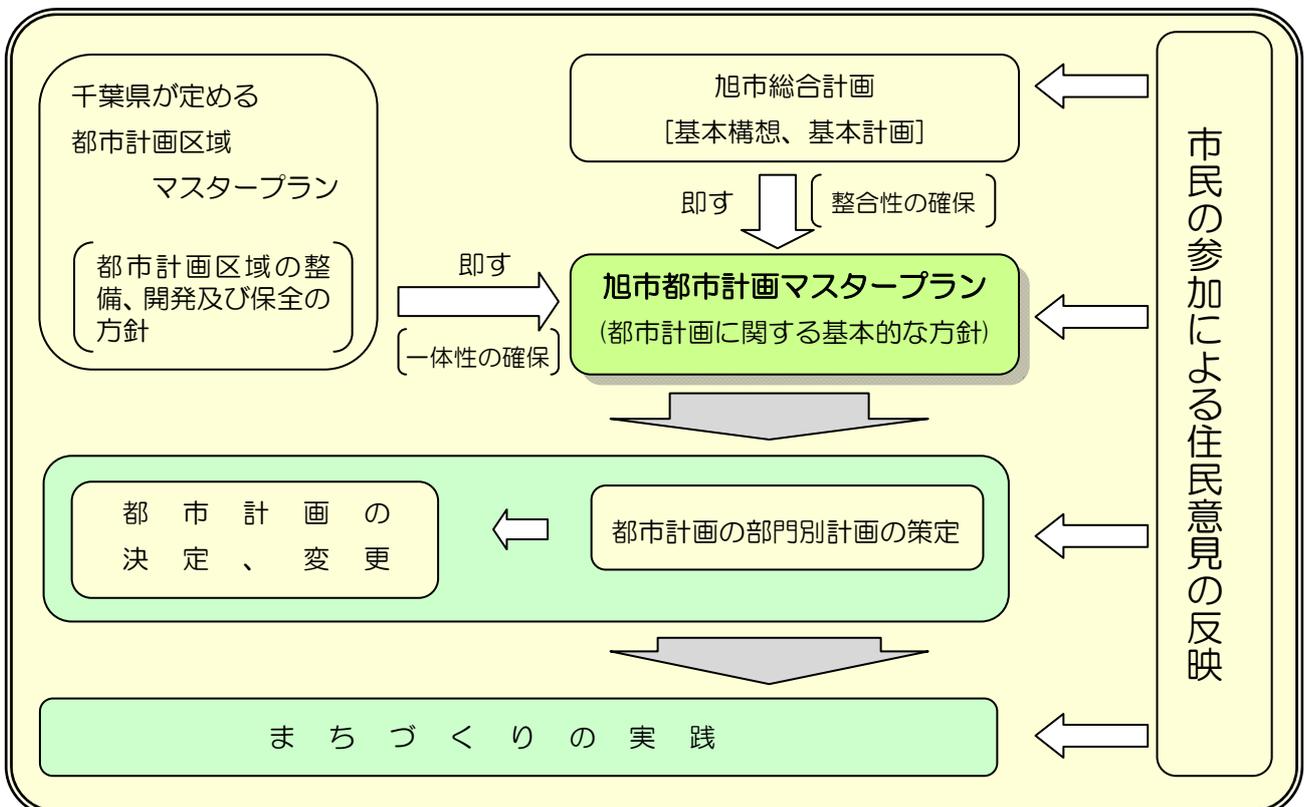
都市計画マスタープランでは、地域の特性、実情、市民の意見を反映させながら、目指すべき都市の将来像をわかりやすく描き、また、その実現に向けた方策や施策を明らかにします。

## 序-2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、市議会の議決を経て定められた「旭市総合計画」（平成19年3月）と、千葉県が広域的な見地から定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2。以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）に即して定めることになっています。

今後、旭市が定める都市計画は、このマスタープランに沿って定められることになり、道路・公園・下水道などの部門別計画の策定や具体的な都市計画の決定・変更の際の指針となるものです。

### ◆旭市都市計画マスタープランの位置づけ



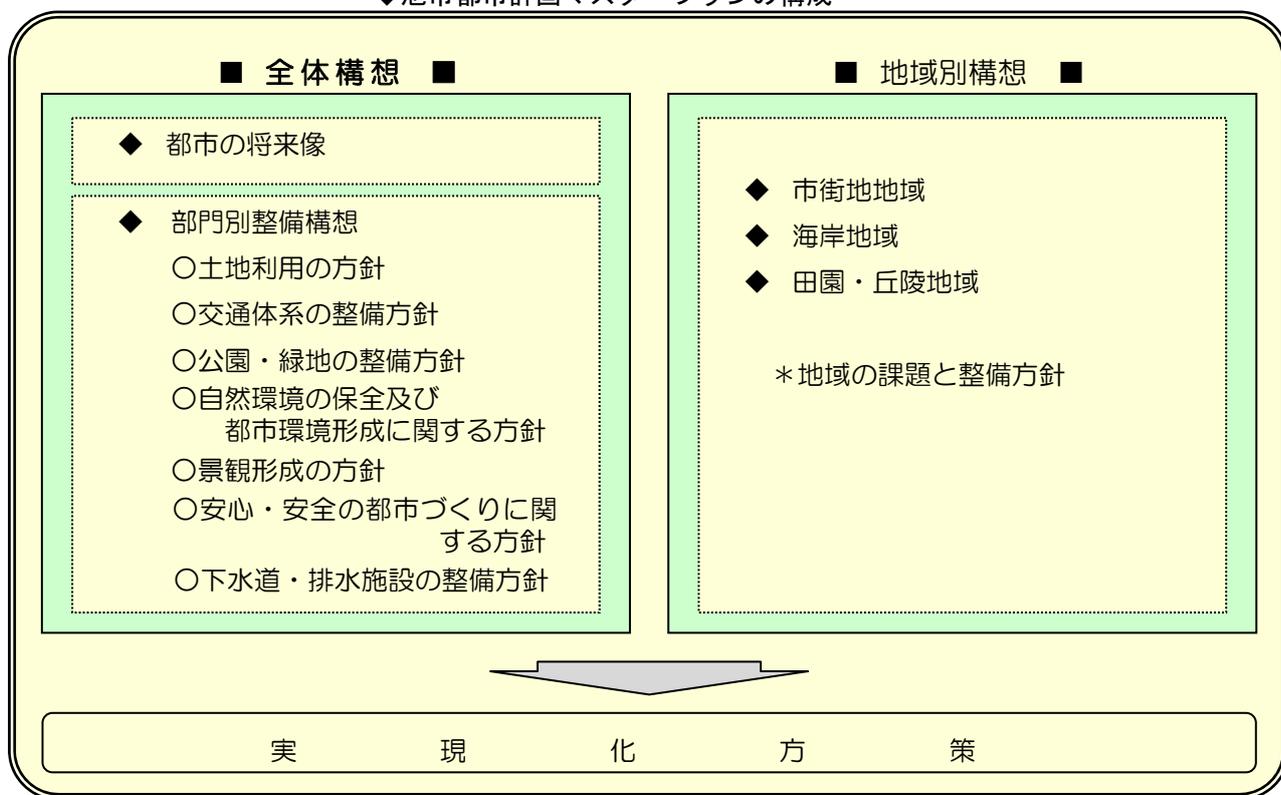
## 序-3. 都市計画マスタープランの構成

旭市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」と「地域別構想」によって構成します。

「全体構想」は、都市全体を広域的な視点から計画するもので、都市の将来像や土地利用・都市施設などの部門別の整備の方針を示すものです。

「地域別構想」は、「全体構想」で示された骨格をもとに、地域ごとの特性などを活かしながらまちづくりの目標や地区整備の方針を示すものです。地域の区分については、土地利用や地形条件などの同質的空間特性を踏まえて、市街地地域、海岸地域、田園・丘陵地域の3つの地域を設定しました。

### ◆旭市都市計画マスタープランの構成



## 序-4. 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な旭市の都市づくりの基本方針を示すものであり、平成 28 年度を目標年次とする旭市総合計画と整合を図り、旭市都市計画マスタープランの目標年次はおおむね 20 年後の平成 38 年とします。